平成２３年（フ）第１７０号
群馬県館林市分福町847番地の42　分福県営住宅Ｈ―122
債務者　加藤　利江（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７９６号
さいたま市南区大字円正寺187番地２　グランデュール山崎Ａ103、旧住所埼玉県川口市上青木２丁目44番３号
債務者　島田　泰子（旧姓藤島）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８７号
さいたま市見沼区東大宮６丁目３番地10　クリーンハイツ103号
債務者　久保井　茂
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８８号
さいたま市見沼区東大宮６丁目３番地10　クリーンハイツ103号
債務者　久保井しのぶ（旧姓江川）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６６号
さいたま市浦和区神明２丁目７番11号　レオパレスコマキ105号室、旧住所秋田県由利本荘市川口字後野99番地
債務者　小野　豊
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７６号
埼玉県川口市並木１丁目６番35―407号
債務者　三浦　幸恵
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５３号
さいたま市岩槻区本丸２丁目15番17号、旧住所さいたま市岩槻区本丸１丁目23番12号
債務者　岡本美和子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５４号
さいたま市岩槻区本丸２丁目15番17号、旧住所さいたま市岩槻区本丸１丁目23番12号
債務者　富岡きみ子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
新潟県見附市柳橋町662番地３
債務者　杉林　学
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
新潟県柏崎市大字西長鳥甲2471番地５
債務者　井上　豊子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
新潟県長岡市宮内５丁目７番18号
債務者　小林　芳
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
新潟県南魚沼市浦佐367番地７
債務者　湯本　武行
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
兵庫県加古川市加古川町粟津754番地の５326号
債務者　中山　幸廣
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７１号
岡山県総社市福井2015番地　エクセレンスＢ205
債務者　二宗　信行
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
岡山県倉敷市宮前287番地153
債務者　津村　静子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
岡山県倉敷市宮前287番地153
債務者　津村　直輝
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
岡山県倉敷市安江550番地１　中洲団地８―401
債務者　田村　純子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係